

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

少額配当と確定申告

Q : 私は給与所得のほかに、不動産所得と株式の配当が少しあります。

株式の配当は、少額であれば申告しなくてもよいと聞きましたが、本当でしょうか。

A : 少額配当については、確定申告をしなければならないかを納税者が選択できることになっています。

【解説】

1 銘柄について1回に支払いを受ける配当金額が5万円（配当金の計算期間が1年以上のときは10万円）以下の配当所得や特定株式投資信託の収益の分配で、その年中に支払いを受けるべき金額の合計額が10万円以下のものについては確定申告をしなくてもよいという「確定申告不要制度」があります。

配当所得を含めるか含めないかについては、確定申告時の選択となります。

確定申告をしないことを選択した配当所得については、控除対象配偶者や扶養親族等の判定、雑損控除や医療費控除等の控除限度額の計算を行う場合の所得金額には含めないこととされています。また、源泉徴収された源泉所得税の還付を請求することはできません。

なお、確定申告をしないことを選択できる少額配当についていったん確定申告をした場合には、その後において修正申告や更正の請求により除外することはできません。

ご質問の場合、配当金を申告して源泉所得税の還付や配当控除を受けた方がトクか、申告しない方がトクか、一度計算してみてください。

